

令和6年4月以降の医療機関の36協定について

医師の時間外・休日労働の上限規制の開始に伴い、**令和6年4月1日以降を始期とする36協定**について、医療機関が届け出る**36協定届の様式が新しくなりました。**

様式9号の4：限度時間以内で時間外・休日労働を行わせる場合（一般条項）

様式9号の5：限度時間を超えて時間外・休日労働を行わせる場合（特別条項）

新しい36協定の様式のダウンロード

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki jun/roudouki junkankei.html

新しい36協定において協定する必要がある事項

- 時間外・休日労働をさせることができる場合及び労働者の範囲
- 対象期間（1年間に限る）、1年の起算日、有効期間
- 対象期間における1日・1か月・1年について労働時間を延長して労働させることができる時間又は労働させることができる休日

チェックボックスへチェックを入れる必要のある事項

- ◇ 時間外・休日労働を合算した時間数は、1か月について100時間未満でなければならず、かつ2か月から6か月までを平均して80時間を超過しないこと（医業に従事する医師を除く）
- ◇ 医業に従事する医師は、（副業・兼業先での労働時間も合わせて）時間外・休日労働は、1か月100時間未満、1年：A水準960時間以内／連携B水準、B水準、C水準1,860時間以内を満たすこと
 - ※ 1か月について時間外・休日労働が100時間以上となることが見込まれる医師について、面接指導を実施等する場合は、1か月の時間外・休日労働が100時間以上となっても差し支えない
- ◇ 医業に従事する医師は、（副業・兼業先での労働時間も合わせて）1か月の時間外・休日労働の合計が100時間以上となる場合の措置（1か月の時間外・休日労働の合計が、100時間以上、155時間超となることが見込まれない場合には、36協定に本措置に関する定めをする必要はありません）
 - 1か月の時間外・休日労働の合計が100時間に到達する前に面接指導を実施し、面接指導実施医師の意見を踏まえ、労働者の健康確保のために必要な措置を講ずること
 - 1か月の時間外・休日労働の合計が155時間を超えた場合、労働時間短縮のための具体的措置を行うこと

さらに、臨時的な特別の事情があるため、原則となる時間外労働の限度時間（月45時間・年360時間）を超えて時間外・休日労働を行わせる必要がある場合には、さらに以下の事項について協定した上で、36協定届（様式第9号の5）を所轄労働基準監督署に届け出る必要があります

新しい36協定において協定する必要がある事項（特別条項）

さらに、臨時的な特別の事情があるため、原則となる時間外労働の限度時間（月45時間・年360時間）を超えて時間外・休日労働を行わせる必要がある場合には、さらに以下の事項について協定した上で、36協定届（様式第9号の5）を所轄労働基準監督署に届け出る必要があります

- 1か月の時間外・休日労働の合計時間数：36協定に、「1か月の時間外・休日労働の合計が100時間に到達する前に面接指導を実施し、面接指導実施医師の意見を踏まえ、労働者の健康確保のために必要な措置を講ずること」を定めた場合以外は、100時間未満の範囲で定めてください
- 1年の時間外・休日労働の合計時間数：A、連携B水準は960時間以内／B、C水準は1,860時間以内の範囲で定めてください
- 限度時間を超えて労働させることができる場合
- 限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
- 限度時間を超えて労働させる場合における手続き
- 限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康・福祉を確保するための措置

チェックボックスへチェックを入れる必要のある事項（特別条項）

- ◇連携B、B、C水準の医師については、B水準、連携BまたはC水準医療機関として都道府県から指定を受けていること
- ◇連携B、B、C水準の医師については、1年間の時間外・休日労働の合計時間数が960時間を超えることが見込まれる者に対する勤務間インターバルの確保等による休息時間の確保

36協定の締結に当たって留意していただきたい事項

連携B、B、C水準の医師については、名簿を作成するなどして、36協定の締結に当たり該当する医師を特定しておく必要があります

その他留意事項については、**36協定指針もご確認ください**

36協定で定める時間外労働及び休日労働について留意すべき事項に関する指針
<https://www.mhlw.go.jp/content/000930916.pdf>

※和歌山県内病院の宿日直許可の取得状況（令和5年6月30日現在）

区分	取得済み	申請済み	署に相談中	申請準備中	計
件数	65	6	8	4	83
%	78.3	7.2	9.6	4.8	100

和歌山県医療勤務環境改善支援センター調べ



5月・6月の活動報告

☑ 個別支援・相談対応 < 14 件 >



和歌山県医療勤務環境改善支援センター

県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛6階 公益社団法人和歌山県病院協会内
開設時間：平日9時～17時（土曜・日曜・祝日・12/29～1/3を除く）

TEL:073-488-5131 FAX:073-424-5676

E-mail:wabyokyo@silver.ocn.ne.jp

※ご来訪時は事前予約制・アドバイザーが病院訪問いたします